

平成 26 年 3 月 吉日

お取引先様 各位

特殊電極株式会社

消費税法改正に伴う対応のお知らせ

拝啓 平素は格別の引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、平成 26 年 4 月 1 日より、消費税率が現行の 5% から 8% に引き上げられます。これによる弊社の消費税率取扱の対応につきまして、下記のようにお知らせいたします。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 対応

- (1) 3 月 31 日以前分 → 消費税率 5% 適用
- (2) 4 月 1 日以降分 → 消費税率 8% 適用

2. その他

- (1) 経過措置対応分 5% 適用
- (2) 平成 27 年 10 月 1 日以降、消費税率 10% が予定されておりますが、こちらにつきましては、正式に決定した後に改めてご連絡いたします。

以 上